

## 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全対策に関する意見書

このたびの東日本大震災により、全国各地に深刻な事態が発生しています。

地震の規模が想定を超えたものであったとはいえ、特に、東京電力福島第一・第二原子力発電所において発生した事故とその後の原子力災害の推移を見ると、これまでの原子力発電所の安全に対する信頼は崩れ去ったといわざるを得ません。

長い間、東海地震の発生の可能性が指摘されている静岡県内においては、中部電力浜岡原子力発電所の安全対策への関心が急激に高まってきており、県民等への安全対策に対する誠実な対応が求められています。

中部電力株式会社は、政府の要請を受け入れ、浜岡原子力発電所のすべての原子炉の運転を停止しました。しかしながら、停止したことだけでは安全性が確保されたとはいえ、引き続き、万全な安全管理が必要です。

つきましては、住民の不安を取り除くために、次の事項について強く求めます。

- 1 今回の事故を踏まえた原子力発電所の安全対策に関する基本的な方針を示すとともに、中部電力株式会社に対して、運転を停止した原子炉及び使用済み核燃料を安全に冷却するなど、施設等に対する一日も早い徹底した安全対策を求めること。併せて、万一の事故が発生した際に影響を及ぼすと考えられる地域の自治体・住民に対して、安全対策について十分な説明をすること。
- 2 中部電力浜岡原子力発電所の直下にある活断層の安全検証を行うこと。
- 3 中部電力浜岡原子力発電所を停止したことによる市民生活への悪影響が出ないよう対策をとること。
- 4 万全な安全対策が取られない限り、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働は認めないこと。
- 5 住民の安全の確保と防災対策の確立のため、「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ）」を国際原子力機関が示している緊急防護措置計画範囲（UPZ）に準じて半径30キロメートルに拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年6月3日

静岡県島田市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済産業大臣  
静岡県知事

} 様